

盛岡市デジタル技術実証実験事業補助金公募型プロポーザル実施要領

盛岡市デジタル技術実証実験事業補助金に係る補助対象事業者を選定するため、公募型プロポーザルを次のとおり実施します。

令和7年2月18日

盛岡市長 内 舘 茂

1 事業の概要

(1) 対象事業

盛岡市デジタル技術実証実験事業

(2) 事業目的

情報通信技術の活用による産業の高度化を図るため、市の区域内に主たる事業所を有する情報サービス業、インターネット附随サービス業又は製造業を主たる事業として行う者若しくは当該事業者を主たる構成員とする事業者団体（以下「グループ」という。）が、市の区域内においてデジタル技術を活用した実証実験事業を行う場合に要する経費を補助することにより、デジタル技術活用の早期の社会実装につなげるとともに、当該実証実験を周知し盛岡地域における活発なデジタル技術活用を周知することを目的とする。

(3) 事業内容

以下の内容をすべて満たす実証実験を提案すること。

- ・ AI、IoT、ビッグデータ、ロボティクス、VR、AR、5Gをはじめとする先端技術を活用した民間事業者等によるもの。
- ・ 公共性、緊急性が高い社会課題の解決につながる事業で、広くビジネス波及が期待できる事業であること。
- ・ 早期の社会実装が期待できる熟度の高い事業であること。
- ・ 市以外の者から資金供給を受けて行うものでないこと。

(4) 補助額

1件当たり上限100万円、補助対象経費の5分の4以内

(5) 補助対象経費

デジタル技術実証実験事業の実施に要する報償費、原材料費、消耗品費、備品費、機械器具借上料、通信運搬費、外部委託費及びこれらに附帯する経費とする。ただし、令和7年度募集分については、令和8年2月末日までに実証実験を完了する事業を対象とし、補助対象経費は令和8年2月末日までに支払いの義務が生じ、事業完了報告までに支払いの事実を確認できるものに限る。

(6) 採択件数

4件程度

(7) 事業期間

補助金交付決定日から令和8年2月末日又は事業完了した日のいずれか早い日まで。

(8) 実証実験データについて

市によるデジタル技術活用の周知につなげるため、実証実験で得られたデータ及び検証結

果は、ビジネスの競争力に資する部分を除き、可能な限り市に提供すること。提供データは市と協議して定めるものとする。

(9) 留意事項

本事業は、令和7年度当初予算案が成立することを前提に進めているため、同予算成立をもって初めて有効となることから、予算案が成立しなかった場合又は予算額が修正された場合には、手続を変更し、又は中止することがある。

(10) その他

補助金の手続き等については、「盛岡市デジタル技術実証実験事業補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）による。

2 提案者の資格要件

当プロポーザルに参加できる者（複数の者が共同で参加しようとする場合にあっては、それぞれの者）（以下「参加者」という。）は、次に掲げる資格要件（以下「資格要件」という。）のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本事業の実施について市の要求に応じて協議・対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 後述する提案書類の受付期間の最終日までに、市からの受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けている者でないこと。
- (5) 役員や理事又は営業所等の代表が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者並びに盛岡市に納付すべき市民税（法人等で提案する場合は法人市民税、個人で提案する場合は個人住民税）、固定資産税及び都市計画税を滞納している者でないこと。

3 提案書類

当プロポーザルに参加しようとするときは、次の書類を提出すること。

なお、盛岡市の物品等買入れ等競争入札参加者名簿に登録のある者は、(2)及び(3)の書類は提出不要である。

- (1) 提案申込書（様式1号） 1部

※ グループでの申請の場合、グループ構成書（様式第1－2号）を提出してください。

- (2) 提案資格を有していることを証明する書類 1部

ア 法人登記簿の謄本（法人の場合のみ）

イ 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

ウ-1 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 1 部

ウ-2 直近の盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書 1 部

ウ-3 直近の国税又は市民税等の納税義務がない場合は、その理由を記載した申立書（様式第2号） 1 部

※直近とは納付期限が到来しているものを指します。

(3) 申請する団体の役員等名簿（様式第3号） 1 部

(4) 企画提案書（様式第4号） 6 部

(5) 事業予算書（様式第5号） 6 部

(6) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等、提案者の概要が分かるもの 6 部

(7) 実績調書（様式第6号） 6 部

※官公庁又は民間から資金の供給を受けた類似の実証実験等実績を記載してください。

(8) グループの代表者、代表権限、意思決定の手続き等グループの組織に関する取決めを記載した書類（グループでの申請の場合のみ） 6 部

※グループで申請する場合、(2)、(3)、(6)及び(7)について、事業者団体（グループ）を構成するすべての法人及びその他の団体について、提出してください。

なお、(2)(3)の書類については、現に盛岡市の入札参加資格者等名簿に登録済みである場合は不要とします。

※無効となる提出書類

次のアからカまでのいずれかに該当する書類は、これを無効とします。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者から提出されたもの。

イ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたもの。

ウ 所要経費が、提出上限額を超えるもの。

エ 民法（明治29年法律第89号）第90条、第93条、第94条又は第95条の規定に該当する内容となっているもの

オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できないもの。

カ 提出期限を過ぎて提出されたもの。

4 提案書類の受付

(1) 受付期間

令和7年4月24日（木）から令和7年5月15日（木）正午まで

（受付時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、最終日となる5月15日は正午までとする。また、受付期間であっても土曜日、日曜日及び祝日に該当する日を除くものとする。）

(2) 提出場所

盛岡市役所若園町分庁舎1階（盛岡市若園町2番18号）

盛岡市商工労働部ものづくり推進課

(3) 提出方法

持参又は簡易書留、レターパック、ゆうパックで郵送すること。(5月15日(木)正午必着)

5 質問の受付及び回答

公募に関する質問を次のとおり受け付けします。質問票(様式A)に必要事項を記入の上、電子メールで提出願います。

なお、口頭及び質問票によらない質問は受付けません。

(1) 質問の受付期間

令和7年4月9日(水)から4月23日(水)正午まで

(2) 質問に対する回答の公表

令和7年4月24日(木)までに盛岡市公式ホームページへ掲載し公表します。ただし、審査に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答します。

(3) 提出先

後述の「問い合わせ先」の電子メールアドレスあてに提出願います。電子メールの件名には、業務の名称を含めること。

6 提案書類の審査

(1) 審査方法

ア 一次審査(書類審査)

参加者が8者以下の場合は、資格要件の審査のみ行います。参加者が9者以上の場合は企画提案書等による書類審査を実施し、8者以内に選考します。

イ 二次審査(プレゼンテーション等による審査)

プレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行います(場所は盛岡市役所を予定)。ウェブ会議システムでの参加も可能(システム環境や通信環境は参加者側で御用意ください。)とします。

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に勘案し、評価の高いものを選定します。なお、審査基準の詳細は、デジタル技術実証実験事業補助金プロポーザル審査要領を確認してください。

ア 目的の適合性

イ 新規性・革新性

ウ 計画性等

エ 執行体制等

(3) 審査結果

審査結果は、提案者に対して速やかに通知するとともに、盛岡市公式ホームページへ掲載し、公表します。

(4) 公募・審査日程(予定)

ア 公募の周知

2月18日(火)

(市ホームページ掲載、公募資料等配布)

イ 質問の受付期間

4月9日(水)～4月23日(水)正午

ウ 質問に対する回答	4月24日（木）
エ 提案書類の受付期間	4月24日（木）～5月15日（木）正午
オ 一次審査の実施	5月22日（木）
カ 二次審査の実施	5月29日（木）
※二次審査の日時等の詳細は、一次審査による上位8位までの提案者に対し、別途通知します。	
キ 審査結果の通知・公表	6月4日（水）

7 その他、提案に係る留意事項

(1) 提案

参加者1者につき、1提案とする。

(2) 費用負担

提案に関して必要となる費用（提案プレゼンテーションへの出席、書類の作成及び提出等）は、全て提案者の負担とします。

(3) 提案書類の取扱い

提出された書類は、原則として返却しません。

なお、提出された書類は、盛岡市情報公開条例に基づき開示等を実施する場合があります。

(4) このプロポーザルに関する説明会は開催しません。

(5) 公募資料等の配布

公募資料等は、盛岡市公式ホームページからダウンロードしてください。

(6) 関係機関への照会

必要により提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合があります。

(7) 事業者の選定

補助対象事業者の選定は、別に定める審査要領に基づき、予算の範囲内において、上位順位者から順次、補助対象者として選定します。

なお、上位順位者から順次、提出した企画提案書等を基に選定しますが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、市と上位順位者との協議により提案内容を一部変更した上で、補助対象事業者を選定することがあります。この場合において、上位順位者との協議が整わなかった場合は、順次、補欠順位の上位者と協議を行うものとします。

8 問い合わせ先

盛岡市商工労働部ものづくり推進課

住所 〒020-8531 盛岡市若園町2番18号

電話 019-626-7538（直通）

電子メール monozukuri@city.morioka.iwate.jp